

2019年7月

お客さまへ

島根中央信用金庫

現金による外国送金の取扱について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、マネー・ローンダリング（資金洗浄）やテロ資金供与防止に向けた取組強化のため、現金による外国送金の取扱を行っておりません。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願いたします。

記

1. 取扱をしていない外国送金
 - (1) 現金による外国送金
 - (2) 当金庫に預金口座を保有されていないお客さまの外国送金
2. お客さまへのお願い
 - (1) 口座振替による送金であっても、直前に現金にて口座入金された場合は、現金による外国送金と同様の取扱とさせていただきます。
 - (2) 外国送金の受付に際して、ご送金目的や原資、お客さまのご職業や事業内容等について詳しくお伺いする場合は、資料（契約書・注文書・インボイス等）の提示等をお願いし確認内容の記録を取らせていただく場合がございます。
 - (3) 確認資料の提示にご協力いただけない場合や、ご提示いただいた場合でも、内容によっては、当金庫の判断により送金をお断りする場合がございますのでご了承ください。

本件にかかるお問い合わせ先

島根中央信用金庫 事務部事務集中課

0853-20-1000

受付時間平日9:00から17:00

※土曜日、日曜日、祝日及び金融機関の休業日はお休みさせていただきます。